

8月28日の試験から早いもので10日が過ぎました。少し気持ちも落ち着いたころではと思います。今回の試験を検証しました。参考にしてください。

★前日講座・123・1日徴収から試験の検証結果です。論点・関連近い内容文も含めていません。

2022年 社労士試験検証 選択式

■前日講座

★労働安全衛生法

第3条 事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、E **快適な職場環境の実現**と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。(p1)

★健康保険法 ※厚生年金保険法で出題された

【選択式】育児休業等をしている被保険者(法159条の3(産前産後休業期間中の保険料の免除)の規定の適用を受けている被保険者を除く)が使用される事業所の事業主が、厚生労働省令で定めるところにより保険者等に申出をしたときは、その育児休業等をA **開始した日の属する月か**
B **その育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月**までの期間、当該被保険者に関する保険料を徴収しない。(p29)

★国民年金法

寡婦年金の額は、死亡日の属する月の前月までの第1号被保険者としての被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間及び保険料免除期間につき、老齢基礎年金の額の計算の例によって計算した額の**4分の3**に相当する額とする。(p31)

■試験に出る123

★労働安全衛生法

- 1) 事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する**安全又は衛生**のための教育を行わなければならない。
- 2) 前項の規定は、D **労働者の作業内容を変更**したときについて準用する。(p76)

★雇用保険法

教育訓練給付金の額として算定された額がE **4,000円**を超えない場合、教育訓練給付金は支給されない。(p197)

★健康保険法

・病床数がB **200以上**の病院について受けた初診（他の病院又は診療所からの文書による紹介がある場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けたものを除く）は選定療養とされている。→特別の料金を徴収することができる。ただし、緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けたものは選定療養ではなく、療養の給付の対象となる。(p50)

・被保険者（日雇特例被保険者を除く）は、同時に2以上の事業所に使用される場合において、保険者が2以上あるときは、その被保険者の保険を管掌する保険者を選択義務。⇒選択は、同時に2以上の事業所に使用されるに至った日からD **10日以内**に、届書 (p97)

★厚生年金保険法

障害認定日において障害等級1級、2級又は3級に該当しなかった者が、次の①～③の要件を満たしたときは、その者は、E **65歳に達する日の前日**までの期間内に障害厚生年金の支給を請求することができる。(P248)

★国民年金法

・障害の状態に該当しない→A **障害の状態に該当しない間**支給停止。(P147)

・寡婦年金の額は、死亡日の属する月の前月までの第1号被保険者としての被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間及び保険料免除期間につき、老齢基礎年金の額の計算の例によって計算した額のB **4分の3**に相当する額とする。(P157)

・加入員及び加入員であった者のC **福祉を増進**するため、必要な施設をすることができる。(P187)

・厚生労働大臣は、国民年金制度に対する国民のD **理解を増進させ、及びその信頼を向上**させるため、省令で定めるところにより、被保険者に対し、当該被保険者の保険料納付の実績及び将来の給付に関する必要な情報をE **分かりやすい形**で通知するものとする。(P122)

■ 一般常識の123

★労働一般常識 p74 AB

■法43条

	改正後（本則適用）	
	法定雇用率	法定雇用 障害者数
① 一般事業主	100分の 2.3	43.5人に1人

■法 53 条

名称	対象事業主	金額
障害者雇用納付金	常時 100 人 を超える労働者を雇用している事業主（特殊法人を除く）であって、法定雇用障害者数を達成していないもの	不足人数 1 人につき月額 5 万円

2022 年 社労士試験検証 択一式

■123 検証

労基法	問 1	問 2	問 3	問 4	問 5	問 6	問 7	問 8	問 9	問 10
A ア	8	24			12			68		70
B イ	9		33	6		21	25	69		
C ウ	60	25	34		14	21				70
D エ	8	24		6	14	20		68	68	69
E オ	8	24		9	19		40	71		

労災法	問 1	問 2	問 3	問 4	問 5	問 6	問 7	問 8	問 9	問 10
A ア	109		149			114				
B イ	109		149					221	221	1 日徴収 p 16
C ウ	110		149			116		1 日徴収 p 11	221	
D エ	110		149			115		222	221	1 日徴収 p 6
E オ			149		114					1 日徴収 p 7

雇用法	問 1	問 2	問 3	問 4	問 5	問 6	問 7	問 8	問 9	問 10
A ア	187	161	165	178	201	203				213

Bイ		214	164	178	200	204	210		217	
Cウ	187	162	164	178	201		209		217	
Dエ	187	161	164	178					217	
Eオ	186	166	164	178	201		167			226

一般常の 1 2 3	問 1	問2	問3	問 4	問 5	問6	問7	問8	問9	問10
Aア		180		27			95	84	91	145 (123)
Bイ		180	前日 p 23		32	149	103		142	
Cウ		179			37	152		113	121	
Dエ		180	前日 p 23					137	108	
Eオ	184				39		109	92		

健保法	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8	問9	問10
Aア		38	58	10		40			70	88
Bイ		27	53	8	15	73	6		39	
Cウ		57 60	83	85	16	74	95		61	
Dエ	39	21 80	56		62		29			
Eオ	31	98	52			70	70	29	54	90

国年法	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8	問9	問10
Aア	181	184	127		147	153	110	131	134	153
Bイ	122		156	148	145	121	188	174	155	149
Cウ	112	184	162	165	149	121	119	174	159	140
Dエ	112 119			121 124	182	163	171		167	133 145
Eオ	179		155	182	112	116	157	112	188	166

厚年法	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8	問9	問10
Aア	127	202	205	287	243	251	198		236	194
Bイ	127	202		287	232	251	196	246	236	197

					243	225				
Cウ	127	202	203	287	244	252		246	291	260
Dエ	127	203 204	255	287	245	225	195	234	281	251
Eオ	127	201	285	287		251	194		241	219

■前日講座検証テキスト（択一）

※関連問題含む

★問1のE（労基）

p 1 労働基準法第9条

第9条 この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所（以下「事業」という）に**使用される者**で、**賃金を支払われる者**をいう。

★問1C（労基）

p 7 この法律は、同居の親族のみを使用する事業及び家事使用人については、適用しない。

★問1E（労基）

p 8 年次有給休暇の権利は、労基法39条1・2項の要件が充足されることによって法律上当然に労働者に生ずる権利であって、労働者の請求をまっしてはじめて生ずるものではない。

★問10C（安全衛生）

p 10 事業者は、安全委員会及び衛生委員会を設けなければならないときは、**それぞれの委員会の設置に代えて、安全衛生委員会を設置することができる。**

★問6A（労災）

p 11 住居と出張先との往復は通勤ではなく、業務行為となる。したがって、当該往復行為中の災害は、**業務災害**とされ、通勤災害としては取り扱われない。

★問2A（雇用）

p 13 法人である事業主の事業のほか、「国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業」についても、暫定任意適用事業とはされていない。

★問3E（雇用）

p 15 離職の日において59歳以上の者については離職票の交付の希望の有無にかかわらず離職証明書の添付が必要。

★問3A（雇用）

p 15 転勤⇒事実のあった日の翌日から起算して10日以内、転勤後の事業所の所管公共職業安定所に転勤届を提出。転勤前の事業所と転勤後の事業所とが同じ公共職業安定所の管轄内にあるときであっても、雇用保険被保険者転勤届は提出しなければならない。

★問 1C（雇用）

p 15 一の事業主の適用事業における 1 週間の所定労働時間が 20 時間未満であること。

★問 1E（雇用）

p 15 2 の事業主の適用事業（申出を行う労働者の一の事業主の適用事業における 1 週間の所定労働時間が 5 時間以上であるものに限る）における 1 週間の所定労働時間の合計が 20 時間以上であること。

★問 1A（雇用）

p 16 2 つの適用事業に雇用されている特例高年齢被保険者がいずれか片方の適用事業を離職した場合、特例高年齢被保険者の要件を満たさないこととなり、特例高年齢被保険者の資格を喪失するため、所定の要件に該当する限り、その者は高年齢求職者給付金の支給を受けることができる。なお、この場合の賃金日額は離職した事業所で支払われていた賃金のみを基礎として算定することとなる。

★問 2B（雇用）

p 19 継続事業の一括が行われた場合であっても、雇用保険の被保険者に関する事務並びに労災保険及び雇用保険の給付に関する事務についてはそれぞれの事業ごとに行わなければならない。

★問 3D（一般）

p 23 転職者がいる事業所が転職者の採用に当たり重視した事項（複数回答）をみると、「人員構成の歪みの是正」とする事業所割合が 43.8%と最も高い。

★問 3B（一般）

p 23 転職者が現在の勤め先を選んだ理由（3 つまでの複数回答）をみると、「仕事の内容・職種に満足がいくから」が 41.0%で最も高い。

★問 3ウ（健保）

p 27 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、あらかじめ、理事長が当該変更に係る都道府県に所在する支部の支部長の意見を聴いた上で、運営委員会の議を経なければならない。

★問 5B（健保）

p 27 適用事業所の事業主は、健康保険組合を設立しようとするときは、健康保険組合を設立しようとする適用事業所に使用される被保険者の 2 分の 1 以上の同意を得て、規約を作り、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

★問 2B（健保）

p 28 新たに使用されることとなった者が、当初から自宅待機とされた場合、雇用契約が成立しており、かつ、休業手当が支払われるときには、その休業手当の支払いの対象となった日の初日に被保険者の資格を取得する。

★問 7D (厚年で出題)

p 28 強制適用事業所が事業内容の変更又は従業員数の減少により強制適用事業所に該当しなくなったときは、その事業所について任意適用の認可があったものとみなされる。

★問 3A (国年)

p 30 付加年金は、付加保険料に係る保険料納付済期間を有する者が老齢基礎年金の受給権を取得したときに、その者に支給する。

★問 9B (国年)

p 30 付加年金の額は、200 円に付加保険料に係る保険料納付済期間の月数を乗じて得た額とされる。

★問 4C (国年)

p 31 付加保険料を納付する者となったものは、いつでも、厚生労働大臣に申し出て、その申出をした日の属する月の前月以後の各月に係る保険料(既に納付されたもの及び前納されたものを除く)につき、付加保険料を納付する者でなくなることができる。

★問 3B (国年)

p 31 寡婦年金は、死亡日の前日において死亡日の属する月の前月までの第 1 号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が 10 年以上なければならないが、この「合算した期間」には、「合算対象期間は含まれない」。

★問 9C (国年)

p 32 死亡一時金を受けることができる遺族は、死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものとする。

★問 10C (国年)

p 32 障害認定日は、初診日から起算して 1 年 6 月を経過した日と傷病が治った日とのうち、いずれか早い日である。

★問 4B (国年)

p 33 事後重症による障害基礎年金は、受給権者が日本国内に住所を有しない場合、支給停止されることはないが、20 歳前の傷病による障害基礎年金は、支給停止される。

★問 5B (国年)

p 33 権利を取得した日の翌日以後にその者によって生計を維持している一定の要件に該当する子を有するに至った→子を有するに至った日の属する月の翌月から障害基礎年金の額が(増額) 改定される。

★問 10E (国年)

p 34 世帯主→世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。配偶者の一方は、被保険者たる他方の保険料を連帯して納付する義務を負う。

★問 12A (厚年) 高齢任意加入被保険者

p 35

	適用事業所に使用される 高齢任意加入被保険者	適用事業所以外の事業所に 使用される高齢任意加入被保険者
要件	<ul style="list-style-type: none"> ・適用事業所に使用される 70 歳以上の者であること ・老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付の受給権を有していないこと ・実施機関に申し出ること 	<ul style="list-style-type: none"> ・適用事業所以外の事業所に使用される 70 歳以上の者であること ・老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付の受給権を有していないこと ・事業主の同意を得ること ・厚生労働大臣の認可を受けること
保険料の負担及び納付義務	事業主の同意あり	被保険者と事業主が折半負担し、事業主が納付義務を負う
	事業主の同意なし	被保険者が全額負担し、納付義務を負う
資格取得の時期 (原則)	実施機関への申出が受理された日	厚生労働大臣の認可があった日

□適用事業所に使用される 70 歳以上の者であって、老齢厚生年金、国民年金法による老齢基礎年金その他の老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であって、政令で定める給付の受給権を有しないもの（適用除外に該当する者を除く）は、実施機関に申し出て、被保険者となることができる。

★問 10E (厚年)

p 34 □未支給の保険給付を受けるべき同順位者が 2 人以上あるときは、その 1 人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その 1 人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

★問 10C (厚年)

p 38 □「遺族厚生年金の受給権を取得した当時 40 歳以上 65 歳未満であった妻又は 40 歳に達した当時当該被保険者の子で遺族基礎年金の遺族の範囲に該当するものと生計を同じくしていた妻」に対して、その者が「40 歳から 65 歳に達するまでの間」、中高齢寡婦加算が加算される。

★問 8A (社一)

p 38 □組合設立の認可の申請は、15人以上の発起人が規約を作成し、組合員となるべき者300人以上の同意を得て行うものとされる。

★問 7A (社一)

p 39 □65 歳以上 75 歳未満の者で一定の障害の状態にある者は、後期高齢者医療広域連合の認定を受けることにより、後期高齢者医療の被保険者となる。

★問 7 B (社一)

p 39 □被保険者は、被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項を、原則として 14 日以内に後期高齢者医療広域連合に届け出なければならない。被保険者の属する世帯の世帯主は、その世帯に属する被保険者に代わって、届出をすることができる。

★問 6 B (社一)

p 40 □事業主等が実施しなければならない給付（法定給付）は、老齢給付金及び脱退一時金であり、規約で定めるところにより、法定給付に加えて実施することができる給付（任意給付）は、障害給付金及び遺族給付金である。